

測量・建設コンサルタント等
入札参加資格を登録されている皆様へ

平成 25 年 4 月
大阪府住宅まちづくり部タウン推進局

お し ら せ

大阪府住宅まちづくり部タウン推進局では、平成 25 年度以降に発注する建設コンサルタント業務等において、配置技術者の資格要件を明確にし、下記のとおり公告時に入札参加資格として要件を定めます。

なお、建設コンサルタント業務の実施にあたっては、「土木設計業務等委託契約約款」等の規定により、「管理技術者」と「照査技術者」を兼ねることを認めていないため、有資格者が 2 名以上必要ですのでご注意ください。

○建設コンサルタント業務 （例：該当する業務が「建設部門—道路」の場合）

『管理技術者、照査技術者』

入札参加資格要件（以下のいずれかの要件を満たすもの）

- ①技術士 **建設部門**または総合技術監理部門（**建設部門の選択科目**に限る）
- ②シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（**道路部門**）
- ③国土交通省認定技術管理者（建設コンサルタント登録規程により**道路部門**に認定された者）

○地質調査業務

『管理技術者』

入札参加資格要件（以下のいずれかの要件を満たすもの）

- ①技術士 **建設部門**または**応用理学部門**、総合技術監理部門（**建設部門の選択科目**または**応用理学部門の選択科目**に限る）
 - ②シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（**土質及び基礎部門**または**地質部門**）
 - ③国土交通省認定技術管理者（**地質調査業者登録規定**により認定された者）
 - ④地質調査技士
- ④については、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含みかつその範囲が、共通仕様書の第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合のみ適用

※なお、港湾関係の業務については、業務の内容により、「港湾海洋調査士」、「水路測量技術」などの資格要件を、上記の内容に加えて設定する場合があります。